アイスランドの労働移動
―EU 第５次拡大と金融危機がもたらした影響を中心として―

本　田　雅　子[†]

キーワード：EU，アイスランド，EU 拡大，人の移動，労働移動

１．はじめに

2008年，アイスランドは通貨危機と財政危機に陥り，国家破綻の瀬戸際に追い込まれ，世界的な注目の的となった。その後，IMF と北欧諸国等から融資を受けて何とか破綻を回避し，経済再建に取り組んでいるが，この国が金融危機によって受けた傷は深い。GDP 成長率は大きく落ち込み，失業率も大幅に上昇して高止まりしたままである。

このような危機に直面し，欧州連合（EU）加盟を求める国内世論が高まったことを背景として，アイスランドは2009年７月，EU に正式に加盟申請を行い，2010年７月より加盟交渉を開始した。アイスランド政府は2012年までに EU 加盟交渉を完了させたいと考えているが，アイスランドの EU 加盟にはいくつか大きな課題があり，一度は高まった加盟賛成の国内世論にも，その後は反対の声が強まってきている。

アイスランドの EU 加盟への道は，したがって，決して平坦とは言えないわけだが，アイスランドは未加盟ながら，人の移動の点では，実はすでに EU と特別の関係にある。第１に，アイスランドは欧州自由貿易連合（EFTA）の加盟国であるが，EFTA は EU 諸国と欧州経済領域（EEA）協定（1994年発効）を結んでいるため，アイスランドと EU 諸国との間ではモノ・人・サービス・資本の自由移動が保障されている。第２に，アイスランドは北欧諸国（ノルウェー，スウェーデン，フィンランド，デンマーク）とパスポート同盟（1954年創設）[1] を結んでおり，スウェーデン，フィンランドが EU に加盟（1995年）した関係から，EU 諸国の国境間の人の自由移動を確保するためのシェンゲン協定（1995

† 大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 准教授
草 稿 提 出 日　２月６日
最終原稿提出日　２月15日

1）パスポート同盟はノルウェー，スウェーデン，デンマークの３カ国を原加盟国として創設され，その後，1965年にアイスランドとフィンランドが加盟して現在に至っている。

年発効）にも加盟した[2)]。このシェンゲン協定により，アイスランドとEU諸国との間でも人がパスポートチェック無しに自由に移動できるようになった。第３に，アイスランドは欧州職業紹介サービス（EURES）にも参加している。このサービスは，EU27カ国とノルウェー，アイスランド，スイスの職業紹介所をオンラインで結び，欧州経済領域（EEA）内を労働者が自由に移動して就職することを容易にするために設計された協力ネットワークである。アイスランドの労働者はこのEURESを利用すれば，自国以外のEEA諸国における職探しが容易になり，逆に，EEA諸国の労働者もアイスランドでの職探しが容易になる。このように，アイスランドはEUに未加盟であるものの，人の移動や労働移動の制度に関してはEUとの統合がすでにかなり進んでいると言える。

筆者はこれまでにスウェーデンとイギリスの事例を調べ，第５次EU拡大がEUの労働移動や労働市場に与えた効果を見た上で，実態面での変化がEUの制度面に対して持ちうる意義を考察する一連の研究を行ってきた[3)]。本論文も，そのような一連の研究のひとつである。上述したように，アイスランドは人の移動や労働移動の制度面でEUとの統合がすでにかなり進んでいる。このため，EUの第５次拡大がアイスランドの人の移動や労働移動にも大きな影響を与えたことが予想される。また，第５次拡大からまもなくアイスランドは未曾有の金融危機に遭ったため，これがアイスランドにおける人の移動，労働移動および労働市場にどのような影響を与えているのか興味深い。アイスランドの人の移動および労働移動に関する研究を探したところ，このテーマをEUとの関連で扱い，考察を加える研究は全く見当たらなかった[4)]。そこで，本論文では，EUの第５次拡大とアイスランド経済の近年の動向が，アイルランドの人の移動と労働移動，労働市場の実態と制度にどのような影響を与えたのかを明らかにし，それがEUの今後に対して持つ意義を考察することを目的とする。

次節ではまず，アイスランド経済の基本的特徴を見る。とりわけ，産業構造にはどのような特徴があり，近年，どのように変化してきたのかを明らかにする。次に３節では，EEA条約が発効した1994年以降から金融危機後の2010年までを中心に，アイスランドの

2）アイスランドは2001年３月にシェンゲン協定に正式加盟した。しかし，同じ北欧パスポート同盟のシェンゲン加盟国がシェンゲン協定下の協力にアイスランドも参加すべきと強く主張したために，アイスランドは1995年から早くもシェンゲンの準備と交渉を始めていた。アイスランドのシェンゲン加盟の経緯について詳しくはKaute（2010），p. 35-37等を参照されたい。

3）スウェーデンについては本田（2009），イギリスについては本田（2011）を参照されたい。

4）金融危機との関連でアイスランドを取り上げる文献は多く，たとえば，白井（2010），白井（2009），高屋（2011），Buiter（2010）などがあるが，労働移動は対象外である。また，Magnus（2010）のようなアイスランドのEU加盟についての研究も，経済通貨同盟・共通農業政策・共通漁業政策への参加の影響を検討するが，労働移動についての言及はない。

人の移動について，どのような変化が見られたのか事実を整理する。その上で，４節ではそのような変化に影響を与えたと見られる背景要因について論じる。最終節で，労働移動の増加がアイスランドの労働市場に関する制度にどのような変化をもたらしたかを見たうえで，最後に，それらの変化がEUの今後に対して持つ意義を考察する。

２．アイスランド経済の特徴

（1）アイスランドの地理的特徴

アイスランドの産業構造を見るに先立って，まずはアイスランドの国土について基本的特徴を外観しておこう[5)]。

アイスランドは，南は大西洋，北はグリーンランド海，東はノルウェー海，西はデンマーク海峡に囲まれた島国で，イギリスから北西方向に800km ほど離れた洋上に位置する（図２－１）。国土総面積は103,000平方 km で，世界で18番目に大きな島であるが，日本の本州島の半分よりやや小さい大きさである。

国の総人口は318,452人（2011年１月１日時点）であり，そのうち首都レイキャビックに居住する人口は118,930人（2010年第４四半期末時点）となっており，総人口の３分の１以上が首都に集中している。

夏は涼しく，冬は偏西風の影響で北緯65度という緯度の割には気温が高いが，非常に強

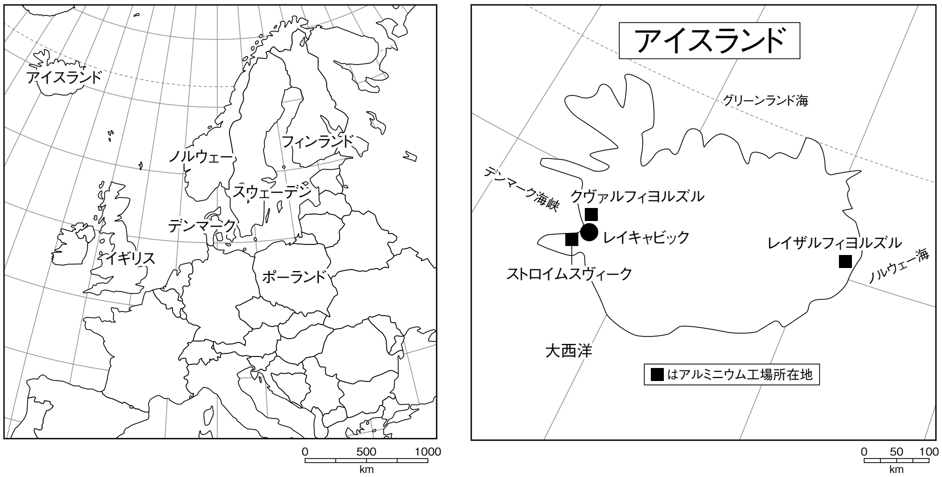

図２－１　アイスランドとヨーロッパ諸国との位置関係

出所：マグナソン（2009），Rademacher（2008）を参考に，筆者作成。

5）アイスランドの概要をコンパクトに紹介する文献としては，Rademacher（2008）がある。

い風が吹くので体感温度は低い。年間平均気温は5.1度ほどである。国土の大部分は山の峰や氷河が点在する大地となっており，耕作可能な地域は国土の0.07％しかない。

（２）アイスランドの産業の特徴

上述のようにアイスランドは農耕可能な土地が極めて少ない上に，気候条件に恵まれていないため，農業は国の基幹産業にはなり得ないが，政府は多額の費用をかけて国内農業を保護してきた。たとえば，1986～88年では，農家が受け取る収入の77％が政府の補助によるものであった。政府は補助金を減らす改革を行い，2006～08年には同割合が58％に低下したものの，OECD 諸国の平均（24％）と比べると，保護の水準は依然として高い水準にある[6)]。

輸出産業として重要な産業は，漁業・水産品加工業，および非鉄金属産業（主にアルミ製錬）である。輸出額に占める割合は，この２つの産業合計で約70％にも上る。２つの産業のうち，アイスランドにとって伝統的に最も重要な産業は，漁業・水産品加工業であった。図２－２は1999～2010年のアイスランドの輸出額の品目別内訳を示すが，1999年の輸出額のおよそ６割が海産物である。海産物の次に重要な輸出品が非鉄金属であるが，2000

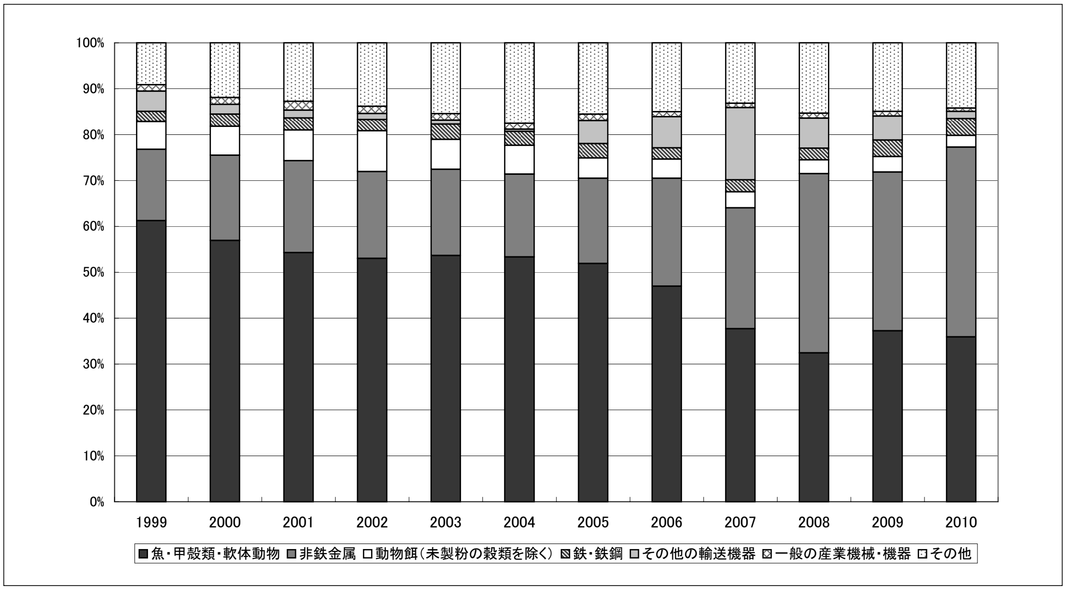

図２－２　アイスランドの輸出総額の品目別内訳（1999～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

6）OCEC（2009b），p. 149.

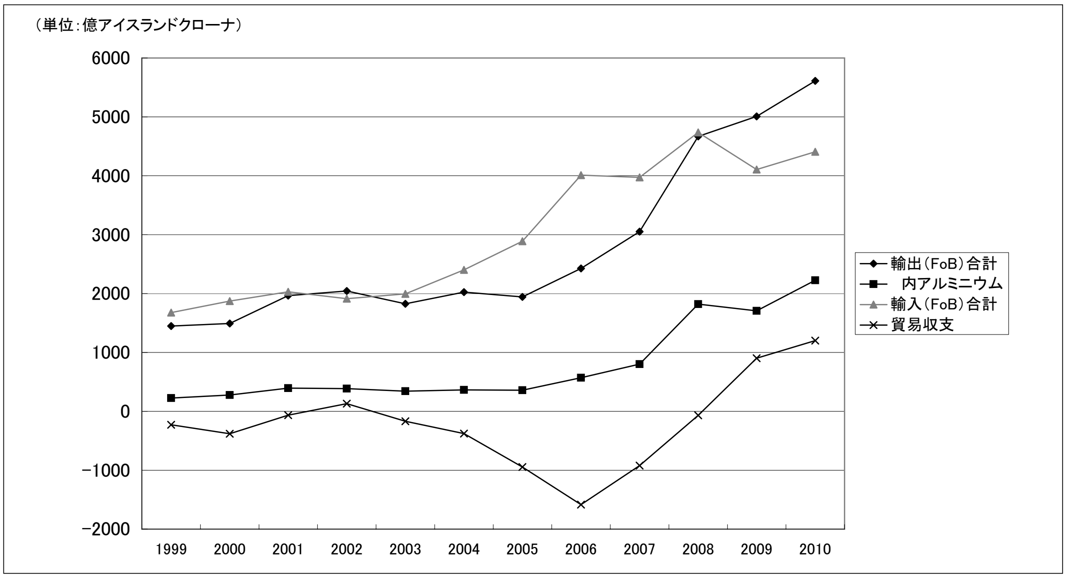

図２－３　輸出入の推移と貿易収支（1999～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

年代後半から非鉄金属の輸出額に占める割合が増大し，現在では海産物に匹敵する重要な輸出品となった。非鉄金属の輸出増大は，2008年以降の貿易収支の改善（図２－３）にも大いに寄与している。

アイスランドには氷河から流れてくる河川や，火山活動から生じる豊富な地熱資源がある。このため，水力発電や地熱発電などの電力・エネルギー産業もアイスランドにとって重要な産業となっている。ただし，それらのエネルギー産業は，アルミ製錬産業との関連で発展したものである。人口の少ないアイスランドでは一般家庭向けや一般企業向けのエネルギー需要を満たすだけなら大きな発電所は必要ない。しかし，アルミ産業はその特性として大量の電力を必要とするため，アイスランドの豊富な発電資源に目をつけたアルミ製錬の多国籍企業がアイスランドへ進出し，アイスランド政府はそれらの企業にエネルギーを供給するため，国策で巨大発電所建設を推進し，エネルギー産業が拡大した[7)]。

輸出産業としては，漁業と非鉄金属に深く依存し，依存度を深めてきたアイスランドだが，GDPに占める割合で見るとサービス産業のそれが最も大きい。また，GDPに占めるサー

7）アイスランドには，アルコア社がレイザルフィヨルズル，センチュリー・アルミニウム社がクヴァルフィヨルズル，リオ・ティント・アルキャン社がストロイムスヴィークにそれぞれアルミ工場を持つ（図２－１参照）。アルミ製錬の多国籍企業誘致のための巨大発電所建設の国策に関しては，マグナソン（2009）が詳しい。マグナソンはこの国策をアイスランドに壊滅的な環境破壊をもたらすものとして痛烈に批判している。

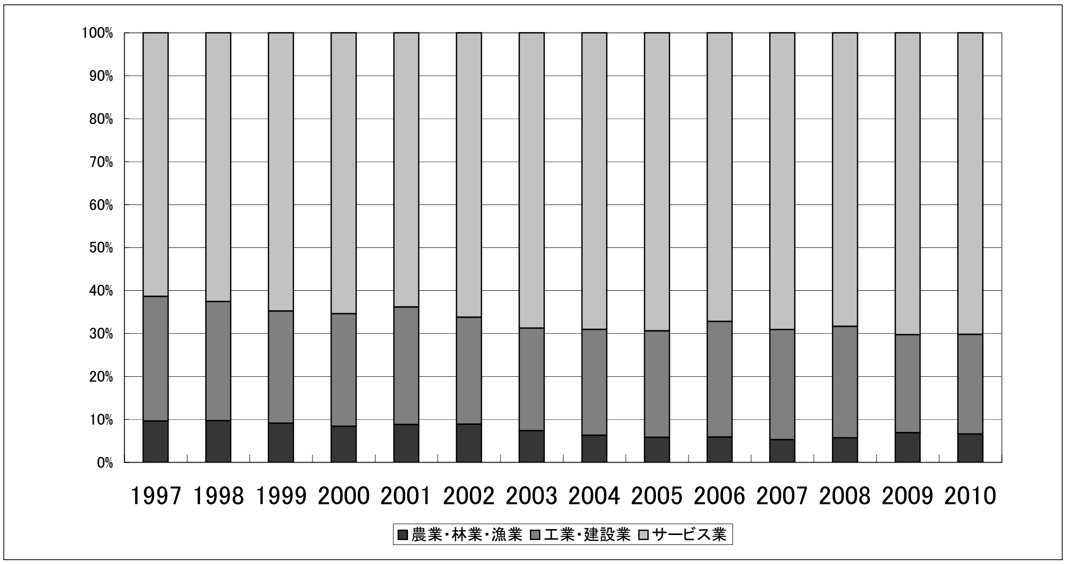

図２－４　GDP に占める産業別割合（1997～2010年）

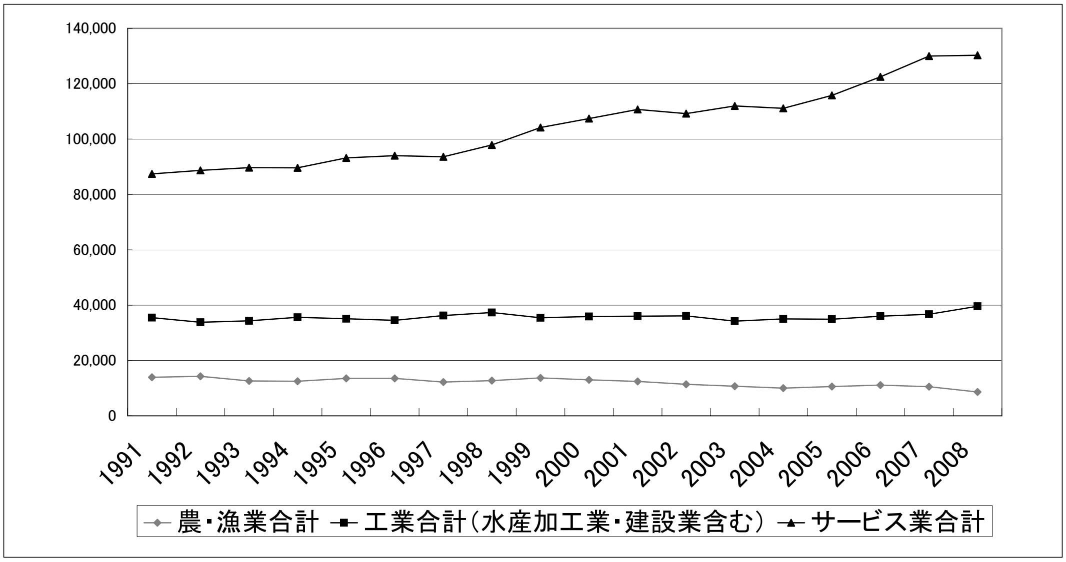

図２－５　アイスランドの産業別雇用者数（1991～2008年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

ビス産業の割合は97年に61.3％であったのが，徐々に拡大し，2010年では70.2％になった（図２－４）。サービス経済化が進み，アイスランド経済にとってサービス産業はますます重要になってきたと言える。

雇用への寄与の観点から見ると，サービス産業の重要性はいっそう大きなものになる。

図２－５はアイスランドの産業別雇用者数を示すが，1991年，サービス部門における雇用者数は87,400人（総雇用者の63.9％）であったのが，2000年代に急増し，とりわけ2005年以降さらに拡大して，2007年では130,000人（総雇用者の73.4％）に上った。これに対して，工業部門では雇用者数は2008年にわずかに増加を見せているものの，この間，伸びはほぼ横ばいで推移し，農業・漁業部門では雇用者数はほぼ一貫して減少してきた。

（３）アイスランドの労働市場のパフォーマンス

アイスランドの失業率は，1980～1991年まで0.3～1.8％という極めて低い水準にあった（図２－６参照）。92年から失業率が上昇し，95年には最高５％まで増加するが，その後低下し，2000年は1.3％，2001年は1.4％と，80年代の水準に戻している。2002年～2003年に小幅に上昇して3.4% になるが2004年から失業率が低下し，2006年，2007年は再び１％台の低い失業率に戻った。2008年の金融危機が生じるまでは，アイスランドの労働市場は極めてパフォーマンスが良かったと言える。

EU 諸国で労働市場のパフォーマンスが比較的良好だった国は，非正規雇用の増大によって雇用を増やした。たとえばオランダは雇用パフォーマンスが比較的良好であった国のひとつであるが，その雇用の増大には女性のパートタイム労働の増加が大きく寄与していた。しかし，アイスランドの場合，雇用者の大部分が正規雇用で，しかも就業率に男女の差がほとんど見られない。アイスランドはジェンダー平等指数において毎年，ノルウェー

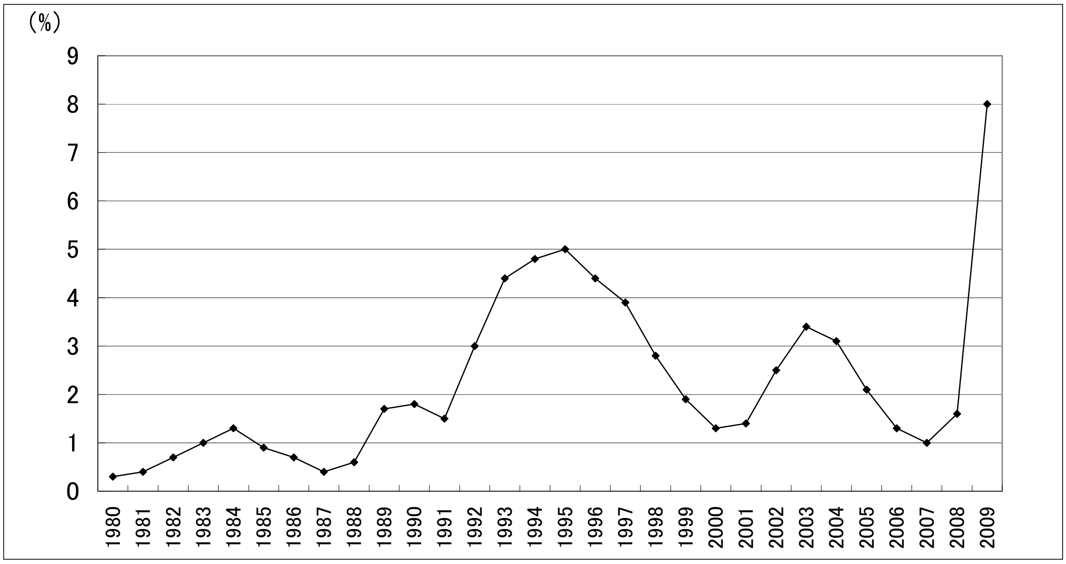

図２－６　アイスランドの失業率（1980～2009年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

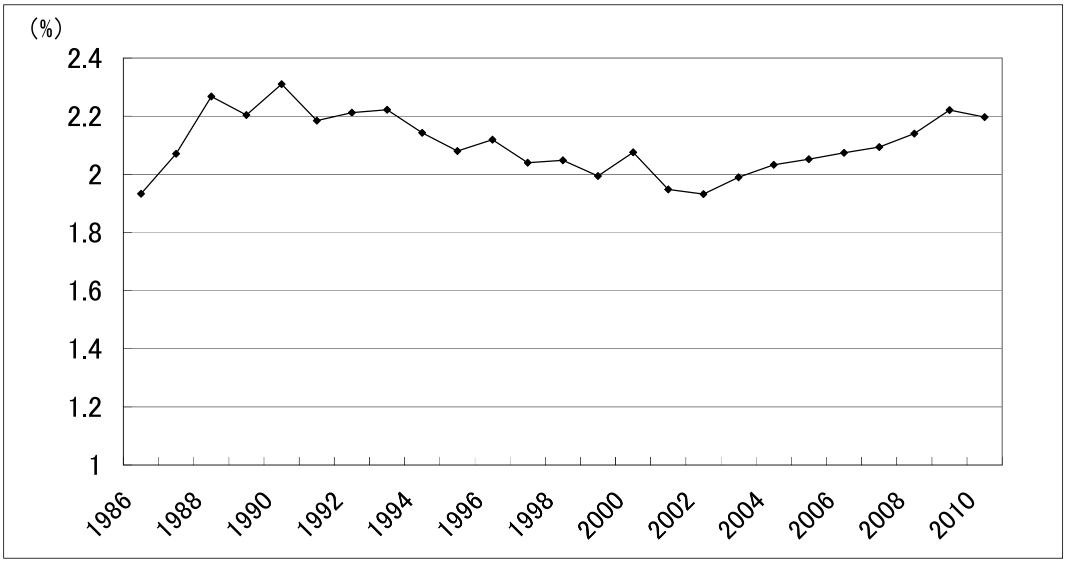

図2－7　アイスランドの合成特殊出生率（1986～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

と世界1，2位を争ってきたが，雇用における男女平等の特徴は，アイスランド政府が男女平等化政策を進めてきたことの反映である。働く女性に対する子育て支援の政策が功を奏し，アイスランドの合成特殊出生率はこの20年間，ほぼ2人台を保っている（図2－7）。

3．アイスランドにおける人の国際的移動の実態

（1）アイスランドへの流出入の概観

アイスランドに関する人の国際的移動統計としては，アイスランド統計局のデータが利用可能であり，年次の新しいものはウェブサイトから入手できる[8]。利用可能な国籍別統計は，①性別／国籍別の国際移動統計（1961年～2010年），②性別／年齢別／国籍別の国際移動統計（1986～2010年），③性別／国籍別／地域別の国際移動統計（1986～2010年）である。ただし，①のデータは国籍別と言っても，アイスランド人と外国人という区別しかない。これによると，1961年～2010年までのネットの流出入状況は図3－1－aのよう

8）ウェブに掲載されているよりも古いデータは，アイスランド統計局にリクエストをすれば入手可能である。ただし，1986年にデータの集計方法に大きな変更があり，それ以前のデータとの整合性がない。とはいえ，傾向を把握するのに不都合があるほどではない。整合性について詳しくは，参考文献に掲載したアイスランド統計局の Working paper を参照されたい。

になっている。

ここから言えるのは，アイスランド人の国際移動は純流出入で見る限り，移出超過が基調であることである。1961年から2010年までの50年間で,移入が超過となった年は,1972年, 1974年，1981～83年，1987年，1988年，1991年，1992年，1999年，2000年，2005年の12年

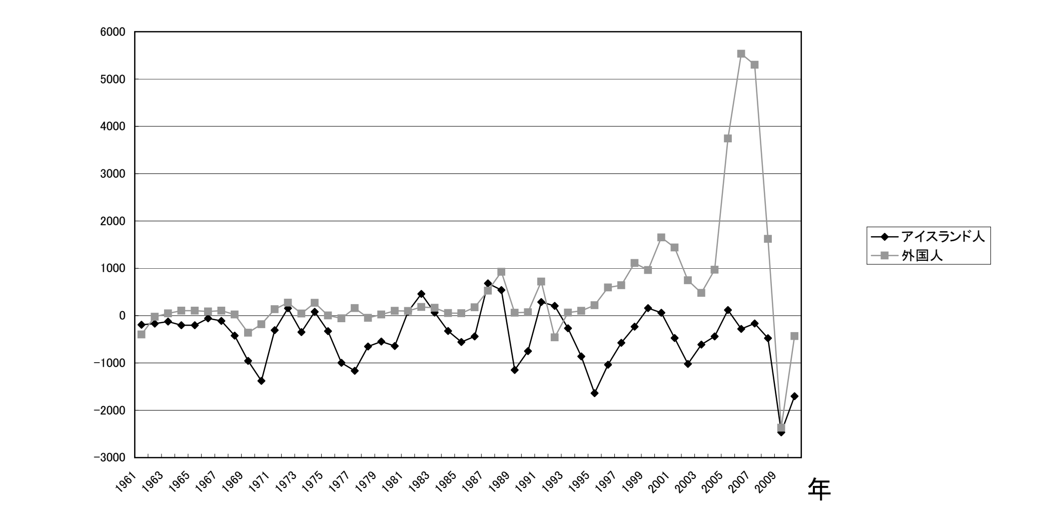

図３－１－ａ　アイスランド人と外国人の純移動（1961～2010年）

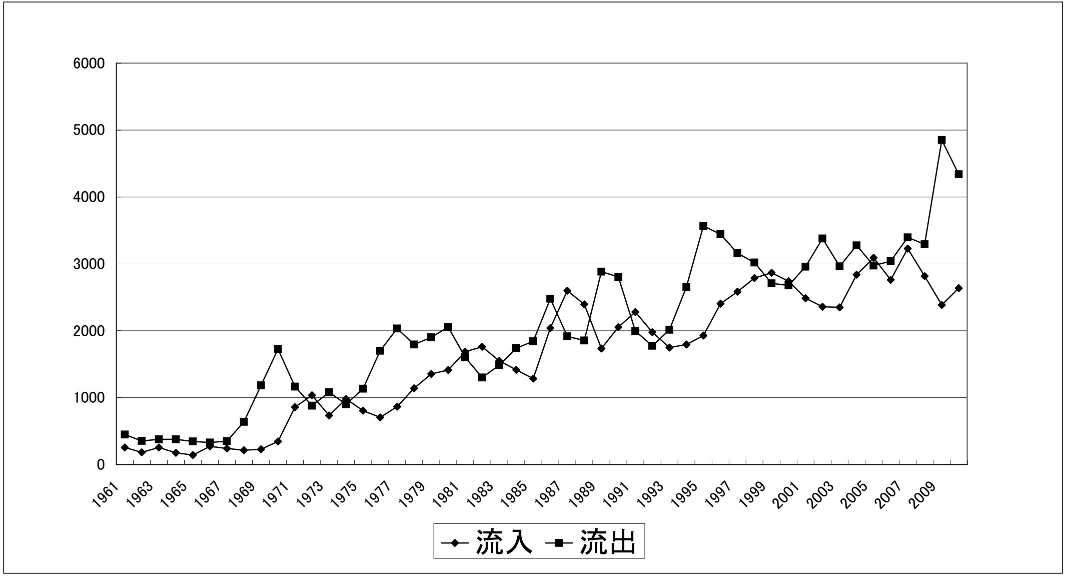

図３－１－ｂ　アイスランド人の移出入

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

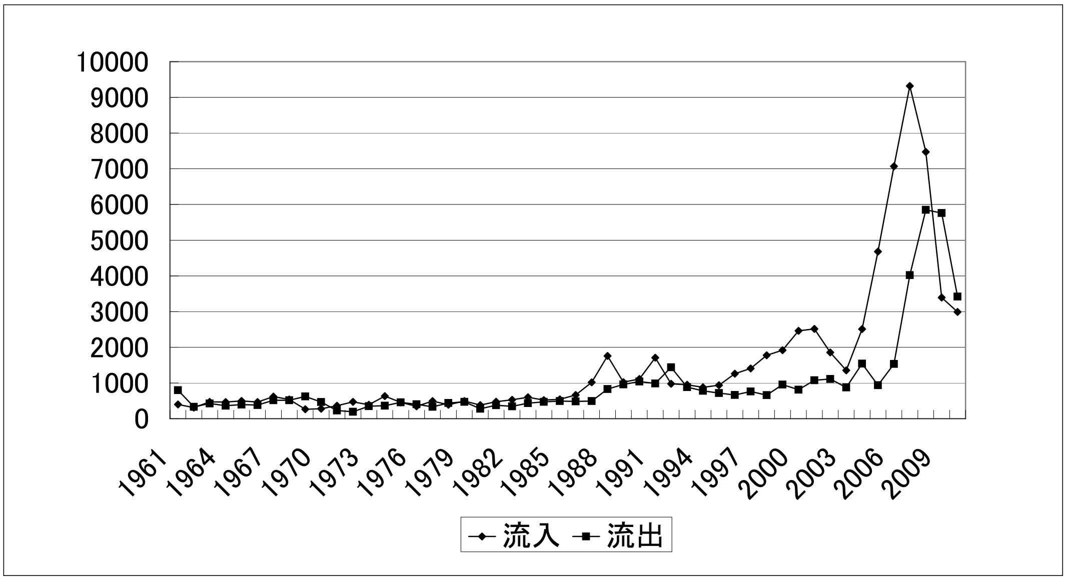

図３－１－ｃ　外国人の流出入

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

だけで，しかも移入は1987年の最大で682人である。これに対して，移出は1970年に1,380人，1977年に1,167人，1989年に1,148人，1995年に1,637人，2009年に2,466人など，移入に比べて格段に数が多い。

これと対照的に外国人の国際移動は移入超過が基調である。外国人の移動が出超になるのは50年間で1961年，1962年，1969年，1970年，1976年，1978年，1992年，2009年，2010年の９年だけで，その数は2009年を除けば，出超は年間最大で431人でさほど多くない。ただし，2009年は例外的に多く，2,369人となっている。外国人に関しては1990年代半ば頃までは入超といっても年間100～200人程度で，目立って多い1988年でも927人に過ぎなかった。この傾向が目立って変わるのが，2005年以降である。2005年は3,742人，2006年は5,535人，2007年は5,299人と純増している。ただ，その後，2008年には純増が1,621人にとどまり，そして2009年からは上述したように2,369人の純減にと転じている。

純流出入で見ると，アイスランド人は流出傾向にあると言える一方で，グロスでみるならば，この50年間では，流出も流入もコンスタントに増えてきたことが見て取れる（図３－１－b）。これに対して，外国人の流出と流入には1980年代半ば頃までほとんど増加は見られず，1980年代後半から流入が急増している（図３－１－c）。

（2）アイスランドへの流入者の特徴

男女別の統計が利用可能な1971年以降の統計から，アイスランドへの流入者に占める男性の割合を，外国人とアイスランド人それぞれについて示したのが図３－２－a，アイス

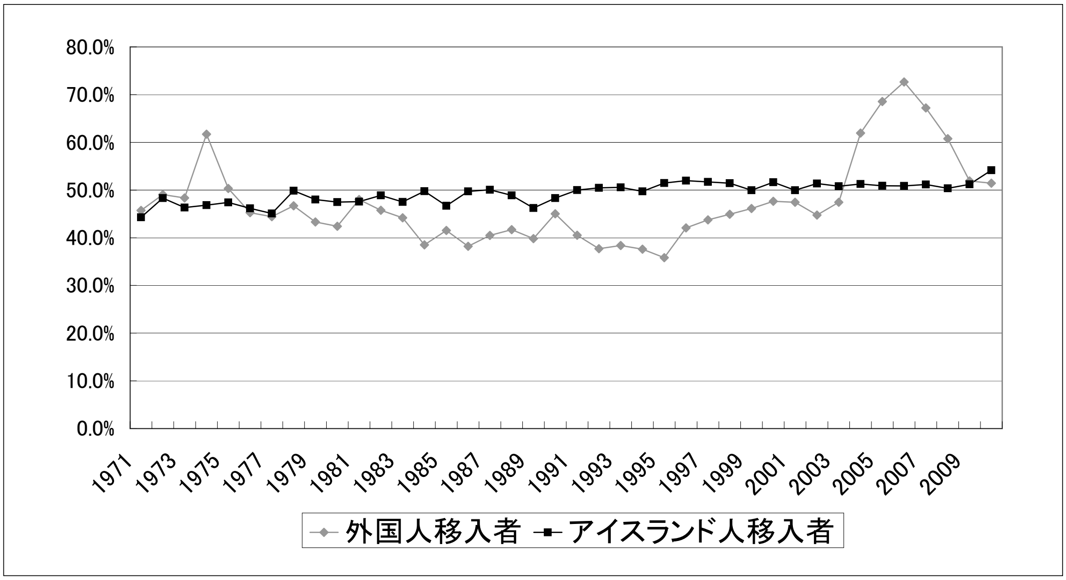

図３－２－ａ　移入者の男性比率（1971～2010年）

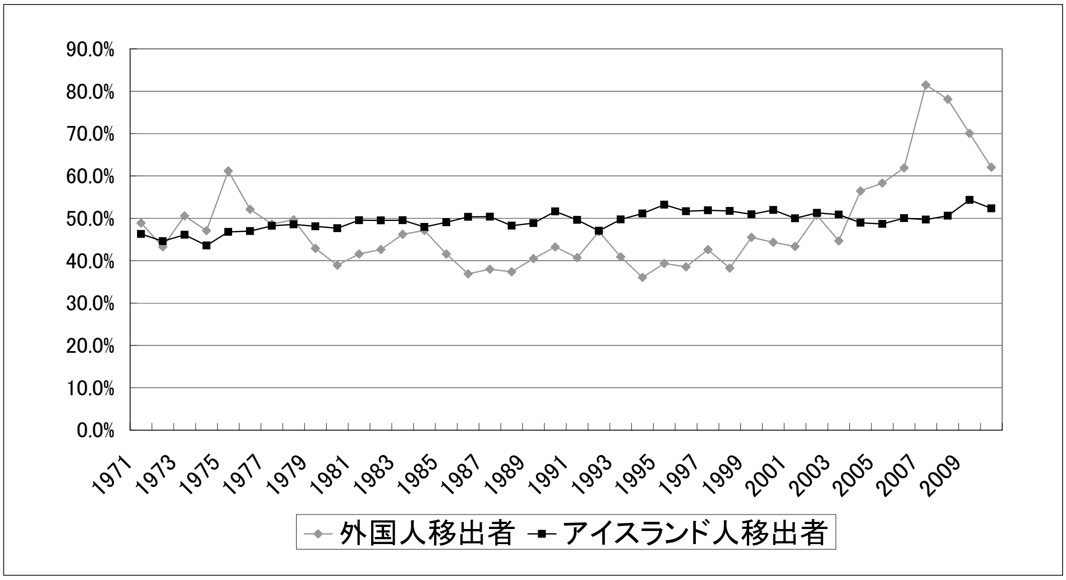

図３－２－ｂ　移出者の男性比率（1971～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

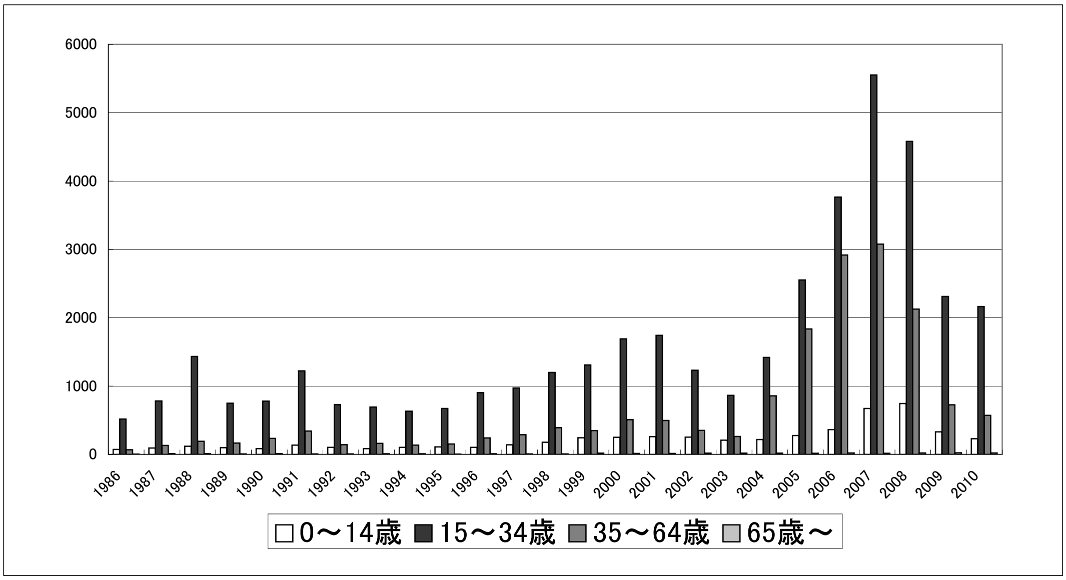

図３－３　年齢別外国人移入者数の変遷（1986～2010年）

表３－１　外国人移入者の年齢階層別割合の推移（1986～2010年）

	０～14歳	15～34歳	35～64歳	65歳～	全体
1986	10.9%	78.1%	10.3%	0.8%	100.0%
1987	9.1%	76.9%	12.8%	1.2%	100.0%
1988	6.8%	81.6%	10.9%	0.7%	100.0%
1989	9.7%	73.4%	16.3%	0.6%	100.0%
1990	7.6%	70.3%	21.2%	1.0%	100.0%
1991	8.0%	71.6%	20.0%	0.5%	100.0%
1992	10.5%	74.4%	14.5%	0.6%	100.0%
1993	9.0%	73.0%	17.1%	0.9%	100.0%
1994	11.6%	71.8%	15.6%	1.0%	100.0%
1995	11.6%	71.5%	16.3%	0.5%	100.0%
1996	8.2%	71.8%	19.2%	0.8%	100.0%
1997	10.0%	69.1%	20.6%	0.4%	100.0%
1998	10.0%	67.5%	22.0%	0.5%	100.0%
1999	12.7%	68.2%	18.1%	0.9%	100.0%
2000	10.2%	68.6%	20.6%	0.6%	100.0%
2001	10.4%	69.3%	19.8%	0.6%	100.0%
2002	13.6%	66.4%	18.9%	1.0%	100.0%
2003	15.4%	63.9%	19.4%	1.3%	100.0%
2004	8.6%	56.5%	34.1%	0.8%	100.0%
2005	5.9%	54.5%	39.2%	0.3%	100.0%
2006	5.1%	53.3%	41.3%	0.3%	100.0%
2007	7.2%	59.6%	33.0%	0.2%	100.0%
2008	10.0%	61.3%	28.5%	0.3%	100.0%
2009	9.8%	68.1%	21.4%	0.7%	100.0%
2010	7.7%	72.5%	19.1%	0.7%	100.0%

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

ランドからの流出者に占める男性の割合を，同様に外国人とアイスランド人それぞれについて示したのが図３－２－ｂである。ここからわかるのは，2004年から急増した外国人関しては，移入・移出ともに男性の割合が目立って高いということである。アイスランド人については，移入・移出ともに男性比率はほぼ50％で一定であり，外国人のように男性の割合が大きく変化する現象は見られない。

1986年～2010年までのアイスランドへの外国人移入者数を年齢別に表したのが図３－３で，年齢構成の変遷をパーセンテージで表したのが表３－１である。外国人移入者のほぼ９割が15歳から64歳の労働力人口に集中するが，これは多くの外国人は就労のために入国するので，ある意味当たり前と言える。それよりも注目したい特徴は，2004～2008年の間の外国人移入者について，35歳から64歳の移入者が顕著に増大している点で，これはかつてないことであった。この時期に流入した外国人労働力は,壮年の者が顕著であったと言える。

アイスランドへ流入する外国人を国籍別に見たものが図３－４である。図中の北欧４カ国はデンマーク，スウェーデン，フィンランド，ノルウェーである。また，EU15とは，2004年のEU拡大前のEU加盟国を指し，EU12は2004年と2007年に新規加盟した国々を指す。４カ国のうちノルウェー以外は現在，EU加盟国であるが，アイスランドと北欧の関係を考慮して，EU15カ国から除外して集計した。EUや北欧諸国以外の国については，アメリカからの流入者数が顕著に多いため，アメリカ・カナダをひとつのグループと

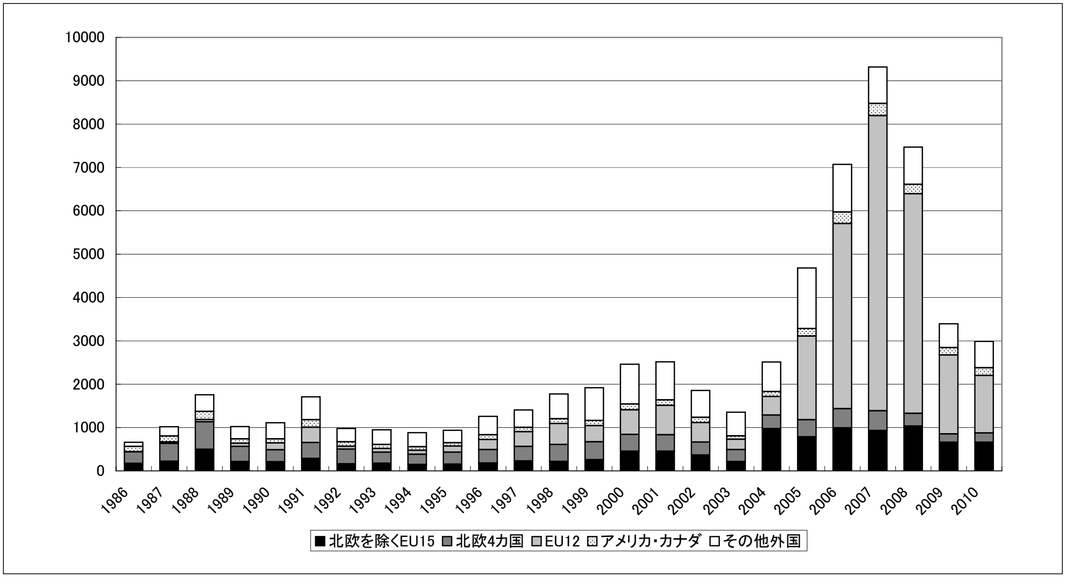

図３－４　主な地域別外国人移入者数の推移（1986～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

して集計し，それら２カ国以外をその他外国として集計した。ここから明らかなように，1980年代はEU12からアイスランドへの外国人の流入は極めて少なく，1990年代に入ると増大するものの，その数はEU15と北欧諸国からの流入者数の合計よりも少なかった。ところが，2005年から顕著にEU12からの流入が増大し，ピークの2007年には流入外国人の73.1％がEU12からとなった。金融危機後，EU12からの流入者の数は減少したものの，割合としては2010年まで引き続きEU12からの流入者が最も多い。

（3）アイスランド人の移出状況

次に，アイスランド人の移出に関する特徴に焦点を当ててみよう。図３－５－ａは1986～2010年のアイスランド人の移出者数の推移を示す。1986年は移出者は2,500人だったが，1995年に大きく増えて3,500人を超え，その後1999年～2001年に若干減ったものの，2002年～2008年まで3,000人～3,400人辺りで推移していた。これが2009年には急増し，5,000人近くに上り，2010年も約4,500人になっている[9)]。

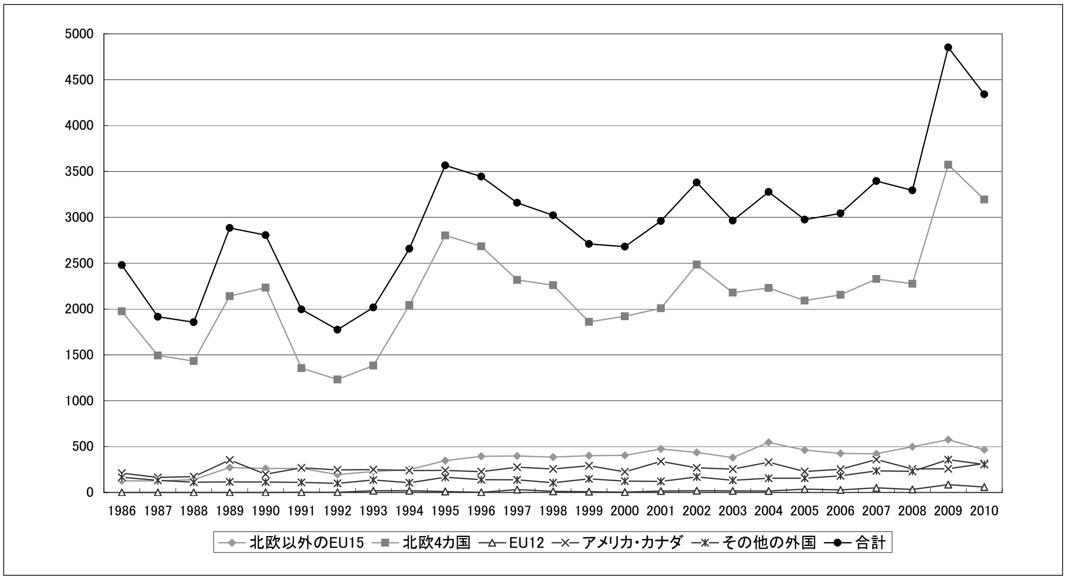

図３－５－ａ　アイスランド人の移出者数の推移（1986～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

9）本論文での移出入データは労働者ではなく人の移動のデータになっているが，労働者のデータがとれないのは，アイスランドが北欧諸国やEUの市民に対する労働許可証を廃止しているので労働者としてのデータがとれないからである。しかし，これら人の移動の大部分は労働移動であると考えられる。筆者はアイスランドのEURES事務所のEURESアドバイザーにインタヴューを行ったが，2007年には他国への就職のための求人フェアへ出席する者が40人だったのが，2008年には2,000人に急増したというコメントを得た。また，アイスランド人の就職先の多くが北欧諸国であることも確認した。

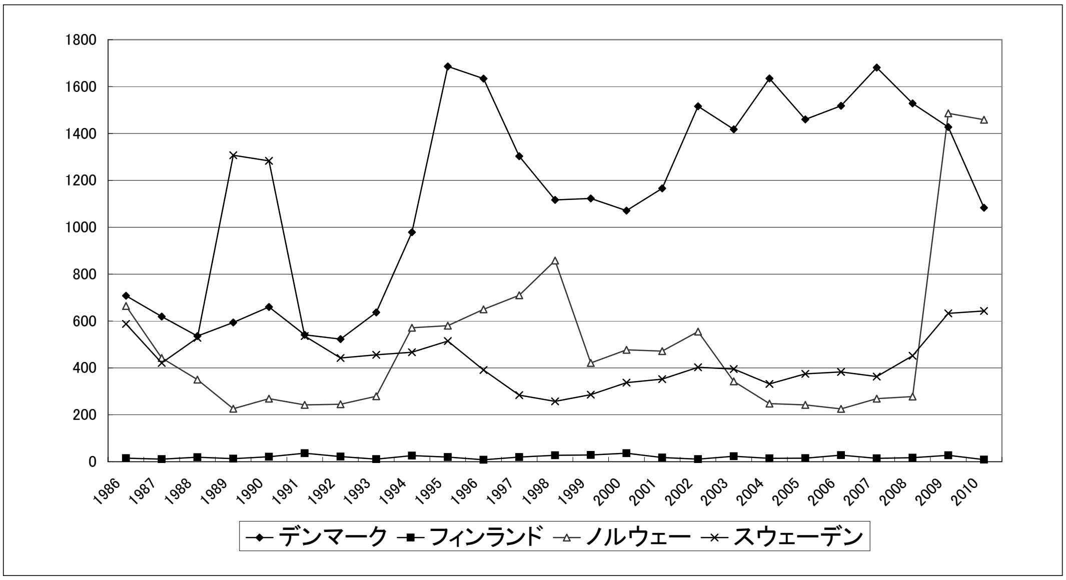

図３－５－ｂ　北欧諸国へのアイスランド人移出者数の推移（1986～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

図３－５－ａから，アイスランド人の移出者の大部分が北欧４カ国を移出先としていることがわかる。そこで北欧４カ国への移出者を移出先国別に見てみると（図３－５－b)，フィンランドへ移出するアイスランド人は極めて少なく，アイスランドの主な移出先はデンマーク，スウェーデン，ノルウェーの３カ国が主であることがわかる。1986～2010年において，３カ国のうち全般的に最も多くのアイスランド人の移出先になっているのがデンマークである。ただ,例外的に1989年,1990年はスウェーデン,2009年,2010年はノルウェーが，アイスランド人の最大の移出先となっている。

（４）アイスランドにおける外国人人口

以上で，アイスランドに関するフローの国際移動統計を見てきたが，次に，アイスランドにおける外国人人口に関するストックの統計も見てみよう。図３－６－ａはアイスランドにおける外国人人口の推移を示す。外国人人口は，1990年代までは総人口の２％前後であったが，2000年代半ばから急増し，ピークの2009年には８％近くまでに達した。

外国人人口の主なグループ別内訳を示すのが，図３－６－ｂである。ここから，2000年代半ばからの外国人人口の急増は，ほとんどがEUの新規加盟国12カ国からの人口の急増が原因となっていることが改めて確認できる。

EU新規加盟国からの流入者の中には，帰化する者もいるが，現在までのところ，その

数はまだあまり多くはない（図３－７）。

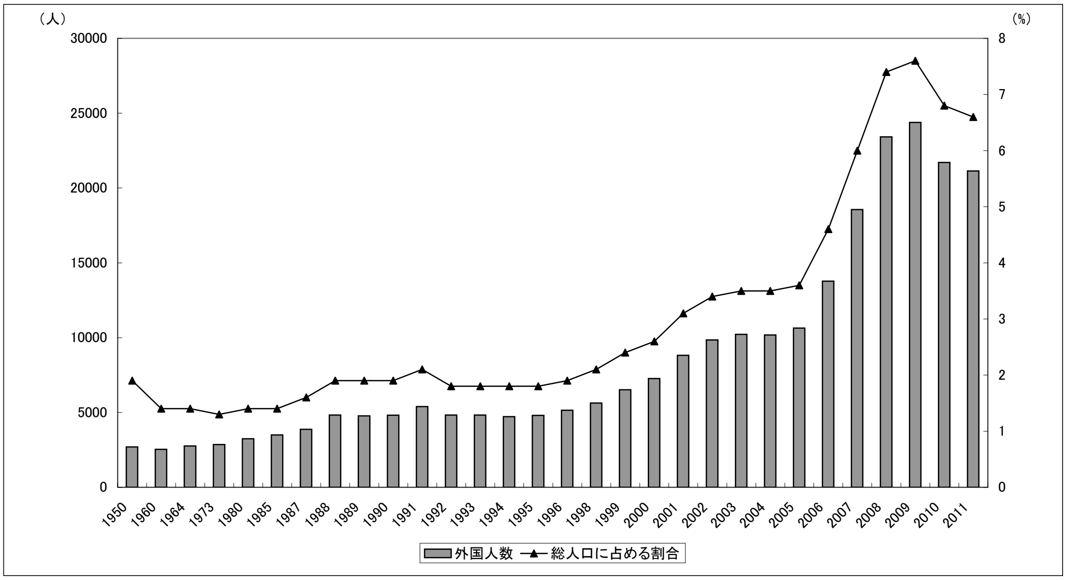

図３－６－ａ　アイスランドにおける外国人人口（1950～2011年）

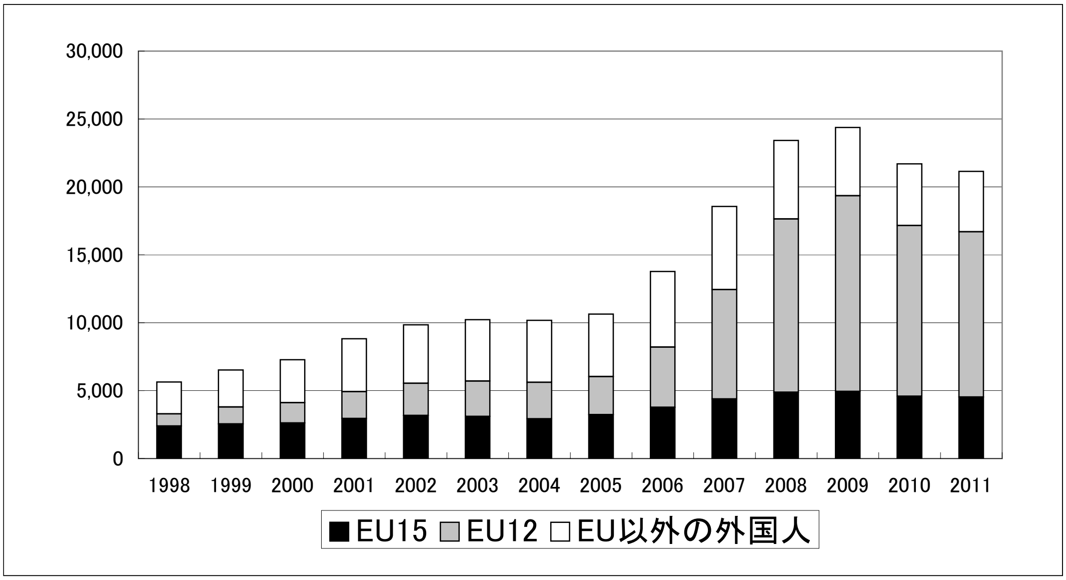

図３－６－ｂ　国籍別外国人人口（1998～2011年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

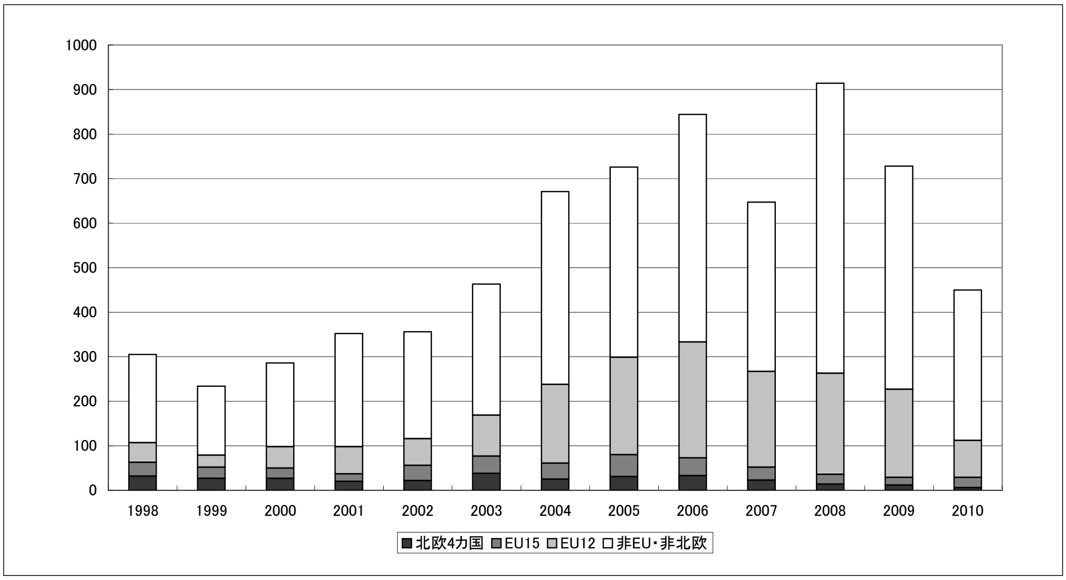

図３－７　元の国籍別帰化者の数（1998～2010年）

出所：アイスランド統計局提供のデータより作成。

４．アイスランドの国際労働移動に影響を与えた背景要因

（１）経済的要因

アイスランドへの外国人の流入を大きく増大させた背景には，アルミ関連の多国籍企業の新規工場建設や拡張，それら多国籍企業を支援するためのアイスランド政府による国家的建設プロジェクトがもたらした労働需要の急増というプル要因がある。アルコア社は，2002～06年に新規に製錬所を建設し，2006年にそのアルコア社と，加えてセンチュリー・アルミ社が，さらなる製錬所の建設を計画した。これらの製錬所に電力を供給するため，アイスランドの国営会社が巨大ダムを建設することを決定し，建設が始まった。また，空前の不動産ブームや金融ブームによって景気が過熱し，国内のサービス部門での様々な労働需要が増大したこともプル要因となった[10)]。

他方，アイスランドの移出者の移出については，景気との関連が見られる。1989年と1995年，2009年の移出者の急増は景気後退と関連しており，アイスランドの国内経済状況

10）労働移動に影響を与える経済的要因としては，所得格差や失業率格差，為替レートの変化など様々な要因があり，それらの要因がどのくらいEUの労働移動に影響を与えたかについては本田（2009）でも参照したEuropean Integration Consortium（2009）のような研究がある。そのような要因すべてについて検討することは本論文の目的を超えるため，本論文ではアイスランドにとって特に重要と思われる要因のみ整理することにとどめた。

が悪化し，国内の失業率が高くなると，移出者が増えるという関係になっている（図２－６，図３－５－a)。

（２）制度的要因：EEA と第５次拡大

国内の労働需要増大だけでは，中・東欧からの外国人が急増したことが説明できない。これには制度的要因が作用したと考えられる。

前述したように，アイスランドは，デンマーク，スウェーデン，ノルウェー，フィンランドとともに北欧パスポート同盟を形成しており，北欧諸国民はパスポートチェックなしで互いの国の国境を越えて自由に移動することができた。また，アイスランドは1960年にイギリスの主導で設立された「欧州自由貿易連合」(EFTA）に，1970年から加盟していたが，他の EFTA 加盟国（リヒテンシュタイン，ノルウェー，スイス）と共に EU との間で1994年に「欧州経済領域」(EEA）の協定を結んだ。EEA 形成により，アイスランドと EU 諸国とのモノ・サービス・ヒト・カネの自由移動の制度化がいっそう進んだ。さらに，アイスランドは1996年に発効したシェンゲン協定の加盟国になり，2001年３月25日からシェンゲン・アキ（シェンゲン協定とその関連規則の全体を指す）が北欧パスポート同盟５カ国に適用されるようになったため，アイスランドと他のシェンゲン協定国との国境チェックは廃止され，各国の ID カード（自動車免許など）の所持のみで国境をまたぐ移動を自由に行えるようになった。

このようにアイスランドと EU との間の人の移動に関する枠組みが確立された後に，中・東欧10カ国（2004年）と２カ国（2007年）が加盟し，過渡期間を経て，アイスランドも2006年に中・東欧諸国からの労働市場のアクセスを完全自由化することになった。すなわち，中･東欧諸国民は労働許可証無しでアイスランドへ入国することが可能になった。中･東欧諸国が第５次拡大によって EU の制度の中にとりこまれたことが，アイスランドへの中・東欧諸国民の急増を促したと考えられる。

（３）歴史的要因

上述したように，アイスランドの人の移出については，アイスランドの国内経済状況が悪化し，国内の失業率が高くなると，移出者が増えるという関係にある。しかし，経済的要因と制度的要因のみでは，たとえば，経済状況がさほど悪くない上，同じ北欧パスポート同盟内のフィンランドへの移出者が少ないという，移出先についての説明が難しい。それには歴史的要因の影響がより多く反映されていると考えられる。

アイスランドは９世紀にノルウェーや他の北欧諸国の人々，および，アイルランドやス

コットランドから来たケルト人が入植し，建国されたと言われている。その後，300年以上にわたり独立を保っていたが，ノルウェーの王の支配下に入り，1380年にはノルウェーと共にデンマークの支配下に入った。1814年，ノルウェーはスウェーデンと連合するが，アイスランドはデンマークの支配下にとどまった。1874年以降，徐々に自治権を獲得し，1944年にデンマークとの関係を全て打ち切り，完全に独立した共和国となった。このようにアイスランドは歴史的にノルウェー，スウェーデン，デンマークと関係が深い。アイスランド人の移出先としてノルウェー，スウェーデン，デンマークが非常に多いことは歴史的要因の強さの現れである。同じ北欧パスポート同盟内のフィンランドへの移出者が少ない事実とも整合している[11]。

また，アイスランドはアメリカやカナダとの歴史的結びつきも持つ。アイスランドは1875年にアスキャ山の噴火によって壊滅的な被害を受け，国中で飢饉が発生した。このため，その後の四半世紀に人口の約20％が国外に流出した。その主な移住先はカナダとアメリカ合衆国であった。また，第二次世界大戦の終了から2007年まで，アイスランドにはアメリカ軍の基地が置かれていた。このことも，アイスランドにおける外国人移入者にアメリカ人・カナダ人が一定割合見られることの理由となっている。

5．EU 第５次拡大による労働移動がもたらした問題と対応

(１)“ソーシャル・ダンピング”問題

EEA 諸国からの人の移動の急増に伴って，アイスランドにおいてもいわゆる“ソーシャル・ダンピング”の問題が生じた。EEA 諸国からの外国人労働者の導入をめぐって，本田（2009），本田（2011）で取り上げた，スウェーデンおよびイギリスで生じた問題と類似した問題が生じたのである。

アイスランドもスウェーデンと同じ，「北欧型」の労使関係を持ち，賃金とその他の労働条件は労働協約で決定される。建設業の場合はその賃金に上乗せがあり，上乗せされた状態の賃金は「市場賃金」と呼ばれる。しかし，臨時雇いの斡旋業者や，外国の建設会社は「市場賃金」を支払わないことが多く，労働協約で定められた最低賃金すら支払わないこともしばしば見られる。また，多くの場合，建設現場での安全管理はずさんで，事故による負傷が多く，労働環境は劣悪となっていた。

たとえば，2003年にアイスランドの国家的ダム建設プロジェクトの建設請負契約を落札

11）アイスランドの歴史については，アイスランド大使館ウェブサイト，BBC News ウェブサイト，および，Rademacher（2008），カールソン（2002）を参照した。

したイタリア企業インプレーリオ（Impregilo）社は，外国人労働者に所定の賃金を支払わず，建設現場の安全管理も怠っていたことが問題となった。このためアイスランド政府は，インプレーリオ社に改善を指導し，改善がなされないのであれば労働許可証の発行を停止すると通告した。インプレーリオ社は指導に従い，状況は改善されるかに見えたが，その後，団体協約よりも低い賃金を定めた偽の雇用契約書に署名するのを拒んだルーマニア人を解雇するという事件を起こした。アイスランド政府は当該労働者が他の職に就けるよう支援し，所定の賃金を支払うようにインプレーリオ社に対して厳しく監視を始めた[12)]。

（2）アイスランドの労働組合と労使関係の特徴

ソーシャル・ダンピングへの対応をめぐっては，スウェーデンにおいても，イギリスにおいても，労働組合と雇用者連盟が重要な役割を果たしていた。アイスランドはこの問題に対してどう対応したのかを見る前に，ここでアイスランドの労働組合の現状と労働市場における重要性ついて説明しておく[13)]。

北欧諸国は概して労働組合の組織率が高いが，アイスランドはとりわけ労働組合の組織率が高く，84％（2010年現在）の組織率を誇る。国内最大の労働組合組織は，アイスランド労働連合（ASI）で，組合加入者は98,000人に上る。他に，主な組織として，国や自治体の職員の組合（BSRB）19,000人，教員組合（KI）10,500人，研究者の組合（BHM），銀行・金融従業員連盟（SSF）3,500人などがある。

ASIには，アイスランド商業連盟（LIVI），アイスランド電気労組（RSI），建設・工業熟練労組（Samidn），アイスランド船員連盟（SSI），一般労働者・特殊労働者の連盟（SGS）に属する組合員が加盟し，また，その他にASIに直接加盟権を持つ７つの労組の組合員が加盟している。ASIの組合員の大部分は民間部門の労働者であるが，一部，国や自治体によって雇用されている労働者も加入している。ASIは法律上も，政府や議会によっても，アイスランドにおける労働者の代表としてその地位を認められている。雇用者代表と労働協約を結ぶ権利は，個々の地方の労組が持つが，全国レベルの連合に交渉権を譲ることができるようになっている。そして労働協約によって，産業全体に対する最低賃金と労働条件が定められる。

アイスランドは，ASI，SA，政府の３者協力という，いわゆるコーポラティズムのシステムを持つ。ASIの交渉相手の産業側の代表は，アイスランド産業連盟（SA）である。

12）インプレーリオ社の違反については，European Migration Network（2003），p. 14-15.
13）アイスランドの労組に関しての情報は，ASIのウェブサイトおよびASIアイスランド労働総同盟副書記長 Halldór Grönvold 氏提供の資料に拠る。

SA はアイスランドにおける全ての産業をカバーしていて，アイスランドの企業代表として公認されている。労使は労働市場の多くの分野において，意思決定と実施に関わっており，例えば，国の労働総局，失業基金，破産基金，職業訓練委員会，職業上の安全・健康委員会，男女平等センターなどの委員会のメンバーに必ず労使代表が入る[14)]。

労働組織率が高いと言うと，労働市場の硬直性が一般には心配されるが，アイスランドの場合は労働市場の柔軟性の高さが OECD によっても評価されている。退職手当は無く，雇用関係は一般的に特に理由なしで終了させることが可能である。臨時雇用の取り決めはあらゆるタイプの仕事に対して可能であり，有期雇用契約は無制限に24ヶ月まで更新可能とされている[15)]。また，賃金に関しては，労働協約で最低賃金と労働条件を設定する際に，アイスランド経済全体と個々の企業の一般的なパフォーマンスと，個々の労働者の個人的パフォーマンスを考慮するようになっているため，経済や企業のパフォーマンスが悪い時には賃金を抑えることもできる。アイスランドの労使と政府は労働市場政策に関しては，OECD によってその有効性が認められた『フレクシキュリティ』アプローチに合意している[16)]。

（３）第５次拡大に向けての制度的対応

上述したように，アイスランドは，労働組合の組織率が極めて高いが，労使の関係は良好であり，労働市場は OECD が評価するように比較的柔軟である。しかし，インプレーリオ社の問題は，労使関係に波紋を投げかけた。問題が生じる以前の2001年からすでに，ASI は政府に対し，EU 拡大に向けた労使関係システムの強化と，労働者の権利を護るための法整備を求め，もし必要な法整備がなされないと問題が起きることを警告していたが，使用者団体と政府は ASI の呼びかけを深刻に受け止めることはなかった。実際にインプレーリオ社の問題が生じて初めて，労使と政府の間で真剣に解決方法が探られ，2004年に ASI と SA の間で外国人労働者の権利に関して一般的な合意がなされた。その後，2006年４月に EU 新規加盟国からの労働者の自由移動に関する法律が議会に上程される際に，政

14）アイスランドの労使関係について，ASI の副書記長，SA の欧州問題担当上級アドバイザーそれぞれにインタヴューを行ったが，双方から労使間の厚い信頼関係を確認した。SA の欧州問題担当上級アドバイザーの言葉を借りると，100年以上続いてきた良好な労使関係はアイスランドの「労働市場文化」である。

15）OECD（2009a), p.78. ただし，解雇の際の通知や，集団解雇の際には労働組合と協議しなければいけないなどの点は相対的に雇用主に厳しいものになっている。

16）フレクシキュリティアプローチとは，「労働市場の柔軟性の改善と労働者に対する保障の充実をバランスよく組み合わせた」労働市場政策である。このアプローチは失業率の引下げやより高い生産性の達成に有効であると OECD も認めた。詳しくは星野（2010）を参照されたい。

府と労使の代表から構成される作業部会が設置され，労働市場を強化する共同提案が同年６月に合意された。そのような一連の作業の結果，「新規加盟国からの労働者を雇う国内企業に対する特別規定」(2006年５月１日発効）が成立した。同規定によって，新規加盟国からの労働者を雇う国内企業は，①企業に関する情報，②当該労働者についての情報，③雇用契約の写しを労働局に提出し，登録する義務が課され，労働局は労働組合の請求に応じて雇用契約の写しを渡すことが義務付けられることになった17)。

2005年には「臨時雇用斡旋業者に関する法律」が制定され，この法律によって国内外の臨時雇用斡旋業者は労働局への登録を義務づけられ，業者が同法に違反すれば操業停止や懲罰も課されるようになっていたが，2007年に「アイスランドに一時的に労働者を派遣する外国企業の権利と義務，およびそれらの企業の労働者の雇用条件に関する法律」(No.45/2007）が成立し，2005年の法律を強化する重要な改正がなされた。同法（No.45/2007）は，派遣された労働者について，アイスランドの労働協約によって定められたものと同一の賃金と労働条件を与えなければならないと規定し，労働局が法律の適用を厳しく監視するとしている。サービス提供を意図する企業はサービス提供を行う前に，労働局に，①企業の情報，②派遣予定の労働者の情報，③労働者が滞在中，損害保険によってカバーされていることの証明，④その他必要なあらゆる情報を提出しなければならない。労働局は労働組合の求めに応じて，雇用契約の写しを関連する労働組合に渡さなければならない。もし当該企業が法律の遵守を労働局によって求められたが，期限までに状況の改善がなされない場合には，労働局は操業を一時的に停止させ，警察に介入を要求することもできるとしており，法律違反に対しては，その他の法律でより重い罰則が適用される場合は除き，罰金が科されることとなった18)。

こうして，アイスランドは，比較的良好な労使関係を基礎に，新規加盟諸国からの労働者の急増が始まる直前に，労使間の対話を進め，スウェーデンやイギリスで生じたような軋轢を未然に防止するための制度整備を行うことに成功した。

６．おわりに―まとめと今後の展望

本論文においては，最初に，産業構造に焦点を当て，アイスランド経済の基本的特徴を捉えたうえで，近年のアイスランドの労働移動の実態を入手可能なデータを元に整理した。

17）制度的対応については，ASI の Halldór Grönvold 氏提供の資料を元にしている。
18）これらの法的展開に関しては，ASI のウェブサイト提供のアイスランドの国内法（英訳）および ASI アイスランド労働総同盟副書記長 Halldór Grönvold 氏へのインタヴューによる。

アイスランドの主力の輸出産業は漁業・海産物加工業および非鉄金属（アルミ）製錬業であるが，アルミ製錬に大量の電力が必要であることから政府が国策でエネルギー産業を推し進めた。このため，巨大ダム建設などの公共事業において労働需要が増大した。また，サービス分野での雇用機会が大幅に拡大したことも労働需要を増大させた。2004年のEU第5次拡大によって，中・東欧諸国がEUに加盟し，アイスアンドとEUとの間の自由移動の制度を通じて，中・東欧諸国からの大量の人の流入がこれらの労働需要を満たすこととなった。これら中・東欧諸国労働者は，比較的短期の移動を目的としていたため，金融・経済危機の結果，アイスランドから中・東欧諸国民の大量流出が見られた。

他方，アイスランドからの流出に目を向けてみると，2008年の金融危機の後，アイスランドの失業率が急上昇し，アイスランドから北欧諸国へアイスランド人の流出が顕著に見られた。アイスランドのような小国にとって，労働移動は，景気調整に大きな意義を持ちうる。EURESを含むEEAの自由移動の制度の存在は，金融危機がアイスランドにもたらしたショックを和らげる一定の効果を持ったと考えられる。

アイスランドの今後のEU加盟については今のところ未知数であるが，次のような諸点に留意すべきであろう。アイスランドは，一方で，ギリシャと比較すると，豊富な水資源を利用したアルミニウム産業という有力な輸出産業を持ち，5節でも見たように，企業と労働組合の間の関係も良好で，労組は危機を乗り越えるために無用な軋轢を回避しながら一致団結して問題に対処する能力を持っている。しかしながら，他方，偏った産業構造と極小の国家規模では今後の世界経済の動向に左右されやすい弱点を持つため，乗り越えるべき経済的困難は大きい。経済状況が改善せずに，企業が持ちこたえられなくなるならば，良好な労使関係の継続は困難に直面することになるだろう。そうなると，制度的対応に成功したとはいえ，企業の違反行為によって，スウェーデンなどで生じたものと類似の労使間の軋轢がアイスランドでも生じる可能性は十分にある。ラバル社の事件の後，スウェーデンの労働組合は北欧諸国などと連携をとることによって，EUの新自由主義的なサービスの自由移動の制度化に一定の歯止めをかけることとなった。同じ北欧型の労使関係を持つアイスランドが加盟するならば，1カ国がこの北欧諸国の隊列に加わることとなり，これらの国々がEU経済統合の社会的次元の形成に関して影響力を強める可能性も高まるであろう。

【参考文献】

［外国語文献］

・Bjarnason, Magnus (2010), *The Political Economy of Joining the European Union. Iceland's Position at the Beginning of the 21st Century*, Amsterdam Univ Pr.

・Buiter, Willem H. and Anne Slbert (2008), *The Icelandic banking crisis and what to do about it: The lender of last resort theory of optimal currency areas*, Centre for Economic Policy Research Policy Insight No. 26, October.

・European Integration Consortium (2009), *Labour mobility within the EU in the Context of enlargement and the functioning of the transitional arrangements, Final Report.*

・European Migration Network (2003), "Country Report Iceland on Migration and Asylum 2003", from http://ec.europa.eu/home-affairs/doc-centre/asylum/docs/2003/country-reports/iceland.pdf

・Grönvold, Halldór (2010), The Icelandic Labour Market, globalization and the economic crises.（Halldór 提供の資料）

・Kaute, JuliaWarming (2010), *Up for the Eu: Iceland and European Integration*, Grin Verlag.

・OECD (2009a), *Economic Surveys, ICELAND*, Volume 2009/16 September 2009.

・OECD (2009b), *Agricultural Policies in OECD Countries: Monitoring and Evaluation 2009.*

・Rademacher, A.-K., C. Bätz and K. Hartmann (2008), *Iceland - An Overview: History, Economy, Culture, Educational System*, Grin Verlag.

・Statistics Iceland, Working paper 6, 5 May 2010, Quality of Registers: The population statistics in Iceland: Analysis of population estimation methods of Statistics Iceland, Note by Statistics Iceland.

［日本語文献］

・白井さゆり（2010）『欧州激震』日本経済新聞出版社。

・白井さゆり（2009）『欧州迷走』日本経済新聞出版社。

・高屋定美（2011）『欧州危機の真実―混迷する経済・財政の行方』東洋経済新聞社。

・星野郁（2010）「ヨーロッパにおける労働市場改革の展開と課題」（第８章）：田中素香（2010）（編）『世界経済・金融危機とヨーロッパ』勁草書房。

・本田雅子（2009）「EU 拡大と労働移動―第５次拡大におけるスウェーデンとラトビアのケース―」『大阪産業大学経済論集』第11巻，第１号，pp. 97-122。

・本田雅子（2011）「EU における国外派遣労働者―イギリスで生じた労働争議に関する一考察」『大阪産業大学経済論集』第12巻，第２号，pp. 97-115。

・マグナソン，アンドリ・S. 著，森内薫訳（2009）『よみがえれ！夢の国アイスランド―世界を救うアイデアがここから生まれる』日本放送出版協会。

・カールソン，グンナー著，岡沢憲芙監訳，小森宏美訳（2002）『アイスランド小史』早稲田大

学出版部。

［関連ウェブサイト］

・アイスランド大使館ホームページ　http://www.iceland.is/iceland-abroad/jp/
・BBC News のウェブサイト掲載のアイスランドの Country Prolie：
http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/country_profiles/1025227.stm
・アイスランド労働総同盟（ASI）ホームページ：
http://www.asi.is/desktopdefault.aspx/tabid-382/521_read-1115/

［聞き取り調査］

・2010年11月２日（火）11時～12時20分，
場　所：アイスランド労働総同盟（ASI）本部
対象者：アイスランド労働総同盟　副書記長　Halldór Grönvold 氏
・2010年11月３日（水）10時～11時35分，
場　所：アイスランド雇用者連盟（SA）本部
対象者：欧州問題担当上級アドバイザー　Samtök Atvinnulífsins 氏。
・2010年11月４日（木）13時～14時，
場　所：EURES 事務所
対象者：EURES アドバイザー　Thora Agustsdottir 氏。

Iceland's Labour Migration:
Focusing on the influence of EU enlargement and the recent financial crisis

HONDA Masako

Key Words : EU, Iceland, EU Enlargement, free movement of persons, labour migration

Abstract

Iceland applied for EU membership in 2009 and commenced negotiations the following year. The possibility for Iceland to gain EU membership has become much more promising. Even before its application for membership, the country had established special relations with the EU concerning the migration of its citizens. Having entered the European Economic Area (EEA) agreement, Icelanders, like other citizens of the member countries, are free to move and settle anywhere within the EEA. When EU was enlarged in 2004 with the addition of the Central and Eastern European countries (CEE), the legal framework for free movement was extended to the people of CEE. This paper presents the facts on migration in and out of Iceland between 1994 and 2010. It will examine the causes for these facts, showing how they influence the institutional development of Iceland's labour migration.